

月刊 労運研レポート No. 117

2024年3月10日号

労運研第21回研究会「31年ぶりに国立医療機関で全国スト」

野村 昌弘（全医労関東信越協議会書記次長）……2P

低賃金労働者の意向を反映した最低賃金の改定を求める要請書

最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会……………6P

■発行・労働運動研究討論集会実行委員会(労運研)

〒105-0014 東京都港区芝 2-8-13 KITA ハイム芝 301 全国一般全国協気付

■発行責任者・伊藤 彰信

■<http://rounken.org/>

■郵便振替 00130-7-360171 労働運動研究討論集会実行委員会

■ゆうちょ銀行 店名(ゼロイチハチ)普 0673522 労働運動研究討論集会実行委員会

■[mail roukenj2014@yahoo.co.jp](mailto:roukenj2014@yahoo.co.jp) (事務局への連絡はメールでお願いします)

31 年ぶりに国立医療機関で全国スト

野村 昌弘（全医労関東信越協議会書記次長）

労運研第 21 回研究会「31 年ぶりに国立医療機関で全国スト」を全医労関東信越協議会書記次長 野村 昌弘氏を講師に 1 月 30 日にオンラインで開催しました。

深刻な人手不足解消や賃金アップを求め、独立行政法人国立病院機構（本部・東京）が運営する病院で働く職員らでつくる全日本国立医療労働組合（全医労）は 2023 年 3 月 9 日、全国 137 病院で一斉にストライキを実施しました。国立病院機構は、全国 140 医療機関を運営しており、そのほとんどでストライキが実施されたということになる。全医労が全国ストを打つのは、31 年ぶりでした。

全医労では「全国の国立病院は地域医療や重症心身障害などの専門医療を担うとともに、新型コロナ病床の確保、感染拡大地域への看護師派遣など、少ない人員体制の中で職員は懸命に医療を支えてきた。しかし、賃金は低く抑えられ、増員もない。使命感だけでは安全・安心の医療を守れない。国立病院の機能強化、賃金・労働条件の改善でやりがいをもって働き続けることのできる職場づくりを」と主張してストライキをしました。

野村さんは、全日本国立医療労働組合（全医労） 関東信越協議会の書記次長として、全国ストの組織化に準備を重ねてこられました。今回の研究会では、国立医療機関での労働条件が低くとどめられた背景と、それへの労働組合の取り組み、特に今回の全国ストライキを打つにいたった労組内での議論も紹介していただき、ストライキ後の成果、今後の課題についても報告していただきました。

全医労のストライキの主人公と、その仲間たち

2023 年 3 月 9 日に、31 年ぶりに全国ストライキに踏み切った全医労は、多彩な仲間
で構成されています。まず、今回のストライキの主役となった全国 140 ある（独）国立
病院機構（以下 NHO）の仲間たち。国家公務員でスト権は持っていませんが、率先し
て応援に走り回ってくれた全国 13 ある国立ハンセン病療養所の仲間たち。すでに賃上
げを勝ち取り妥結済みではありますが、支援に回ってくれた単独独法 8 施設ある国立高
度専門医療研究センター（以下 NC）の仲間たち。そして、医療従事者ではないのです
が、院内保育所を運営する委託会社等で組織された仲間たち。ストライキはたしかに主
役のものではありますが、それを支える多彩な仲間たちのチカラ無しには実現しませ
んでした。

コロナ禍で困難を極めた組合活動

2020年から3年あまり、8波にも及んだ感染拡大に医療現場はひっ迫していました。

「国立だから」ということで国や自治体からの要請に応え新型コロナ対応に迫られる一方で、医療従事者自身も勤務者確保（出勤義務）が課されましたが、とは言え少ない人数で悲鳴をあげながら出勤する日々でした。国立病院で受け入れている患者さんは、政策医療（民間で診れない）や重症心身障害医療、筋ジス医療、精神医療、はては精神疾患を理由に犯罪行為をしてしまった患者を診る医療観察病棟、などセーフティネット医療を遅滞なく遂行する役割をもっているため職員への徹底した自粛と出勤義務が求められています。

このようにコロナ禍で院内の自粛・規制は、プライベートも含めて業務外でも徹底されていました。当然、組合活動も行動制限・自粛され、院内にある組合事務所に集うことはもちろん、対話をともなう宣伝活動も自粛されてきました。

レクや飲み会などで団結を強めていた青年部や女性部は、この自粛のために壊滅的な打撃を受けました。各施設単位で構成する支部でも、職場の声をすいあげての団体交渉は2年以上開催されない状況でした。

NHOは少ない人員で黒字化

経営状況を簡単にふれますと、医業収支は、コロナ前2019年度は20億円の黒字、コロナ禍では入院と外来患者共に減少し2022年度は432億円の赤字です。政府からのコロナ補助金を加えた経常収支では、2020年から毎年500億円を超える（独法発足以降最大額）の黒字を積み上げてきました。2000億円近い黒字を積み上げながらも、NHOは看護師採用抑制を継続してきました。NHOは毎年、それぞれの病院に必要な看護師職員数を定め（職員定数）ていますが、それを2～3割抑制するような指示を出してきました。全医労の追及にも「病院経営に必要な判断」としか回答しません。

少ない人員で、現場にはどのような影響が出たのでしょうか。過負担による離職者や病休者は増えはじめ、不足する夜勤者確保のために育児等の夜勤免除している看護師に「協力」という名の圧力をかけ労働強化につながりました。週刊誌に「看護師大量退職、ブラック労働」と報道されたのも、この慢性的な状況からです。

このように、コロナ補助金をもらい経常収支で黒字でも、医業収支を理由に賃金改善をしてきませんでした。国家公務員より低い、近隣の公的病院よりも低い賃金です。看護師の平均年間給与は510万円ほどで、ラスパイレス施設腕98.2しかありません。

非常勤時給も同様に、常勤初任給の割り戻しで決定されているため改善はありません。加えて何年働いても昇給制度がない、ボーナスも固定（夏冬各3万7200円）です。非常勤欠員のために「派遣労働者」を導入する施設も多く、「自分たちより高い時給で働く派遣労働者に業務を教える」という尊厳を著しく傷つける場面が今でもあります。

人材確保を最優先してほしい！基本給をまず

看護師の基本給（モデル賃金）の水準比較

年齢	NHO	日赤病院	労災病院	民間平均 (各労働平均)
21歳	197,900円	209,800円	189,200円	202,156円
35歳	272,400円	287,500円	292,500円	277,512円
50歳	326,400円	351,900円	407,000円	355,232円
59歳	334,000円	366,200円	431,300円	372,929円



団体交渉を4回重ね、スト決行に

NHO側の回答は一貫して医業収支の赤字を理由に、人事院勧告の上げ幅の半分にもみたくない微々たる「改善提案」でした。同時に出されていた「業績評価の見直し」は、賃下げをとまなうため内外からの強い批判で「延期する」ことになりました。

交渉に参加した現場の仲間たちからは「非常勤がいつも欠員、病院を守る、患者を守る立場で賃金改善を」「仕事と責任に見合った賃金で」「国庫返納422億円、命を守るための財源だ」など切実な訴えしましたが、NHO側は頑なに再検討拒否でした。

4回目のストライキが不調に終わった翌日、3月9日がスト決行日となりました。31年ぶりのストライキということですが、31年前のストライキに参加した再雇用の仲間からも「大量の処分者を出したくらい」と記憶も乏しく、ましてやマニュアルなどありません。当時は身分が国家公務員でしたので、争議権や団体交渉協約権は認められていませんでした。29分ストライキでは、戒告173名、訓告399名、嚴重注意2,518名と、厚生省（当時）は大量処分を強行しました。

国家公務員から独立行政法人に移行し、2015年から非公務員になりました。セーフティネット医療も「政策医療」として事業継続をしましたが、独法ですから「不採算医療をかかえたままでは国民が困る」「国の抜本的な支援が必要」と訴え続けましたが2012年以降、1円も支援を受けられていません。診療事業にかかる運営費交付金はゼロ円になりました。

ストライキを構える仲間たちの心には、正直のところ「不安しかない」状況でした。

ストライキに向けた準備

未体験のストライキ準備で、コロナ禍で職場集会などの対話行動も制約されています。ストライキ配置は、各支部2名1時間の指名ストの準備が指示されました。本部はweb学習会を計3回開催し意思統一を図りました。

ここからが1都9県をかかえる関東信越地方協議会の踏ん張りどころになります。37支部を4名の書記局でオルグするのか。ほとんどが2割の低い組織率で、なかには2名しかしらない支部でも2名スト体制に入ります。

ひとつは「組合員参加型」です。トップダウンではなく、現場のとりわけ若い組合員が「自分たちのストライキ」と自覚できるように、参加できるように工夫をしました。本部のスト方針を前に、前月から「プレ・ストライキ」として2回の練習をしました。朝ビラやスタンディングなど、本番と同じように行動を「始業時間前」に実施。決定権も現場の仲間にゆだねました。イメージからも投票です。プラスターもデザインも「LINE投票」で人気のあるものをみんなで決定しています。これにより、ストライキへの苦手意識が「ぐっと下げる」意味を果たせました。

もうひとつは「仲間からの支援」です。プレストなど準備が進む中で、職員の注目もあつめます。中には病院幹部から「がんばって、応援しているよ」とこっそりエールをもらいました。控えめな地区（県）でも、「本当はやりたくない。けど、黙ってられないから」と立ち上がり始めます。前述した組合員の中で雇用関係が違ふ（NHO以外の）単独独法のNCや、国家公務員であるハ病の仲間、委託会社雇用の保育士さんたちからも、熱いエールと「なんでも協力するよ」の支援が入り始めました。弱音を吐いていた役員たちさんからすれば、自分より若い人たちの暑い応援に感化されることで、37支部全てでストライキ体制が確立しました。

多くを語りつくせませんが、口論や対立も含めて、起こりうるであろう不安材料や懸念材料に蓋をすることなく、すべて放出できるような「議論の場」をつくる努力が実を結んだと思います。

残る課題、次のレベルへの成長が求められる

組織力の弱さは、はきりと露呈しました。マスコミにも多く取り上げられ院外へのアピール力は高まりましたが、肝心の院内の世論形成が課題です。なにより、組合員の組織率を高めなければ、ストライキの影響力も不十分です。

ストライキを含めた賃金闘争への構えも課題です。公務員型の闘争から、民間型の春闘に切り替わりましたが、組合員の認識が取り残されています。23年は特別臨時一時金（すべての常勤15万円、非常勤12万円支給）を勝ち取りましたが、給与本俸のベースアップでは妥結できずに中央労働委員会のあっせんに移行しました。これらの意味が浸透できていない面から、「ストは意味があったのか」「処分はなかったが、効果もなかった」という誤った認識も広がっています。まさにストライキの当事者としての自覚や誇り、次のレベルへの成長が課題として残っています。

24年も、ストライキを準備中です。今回は2回のスト実施を構えています。なかなかハードルは高いのですが、現場の組合員と共に「ストがいつでもできる組織を、どう造っていくのか」着手しました。簡単に「全力で」とは言いませんが、職場の要求からすれば「待ったなし」の闘争であることは間違いありません。

以上。

物価高騰を超える賃上げを!!

最低賃金全国一律、大幅アップを!

最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会が3月18日に厚生労働省要請行動

最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会（連絡先 下町ユニオン、生協労連、郵政産業労働者ユニオン、全国一般労働組合全国協）は、物価高騰を超える賃上げと最低賃金全国一律、大幅アップを求めて、3月18日に厚労省要請と院内集会をおこないます。正規・正規労働者が一体となって闘い、低賃金労働者の賃上げ要求を組織し、低賃金労働者が参加する運動をつくりあげ、夏に決定される地域別最低賃金を大幅に引き上げる運動につなげていきましょう。

以下に厚労省に提出する要請書を資料として掲載します。

(資料)

2024年3月18日

厚生労働大臣
武見 敬三 殿

最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会
<連絡団体>

下町ユニオン

全国一般労働組合全国協議会

全国生協労働組合連合会

郵政産業労働者ユニオン

低賃金労働者の意向を反映した最低賃金の改定を求める要請書

—全国一律1,500円以上の最低賃金の早期実現を—

最低賃金大幅引き上げキャンペーン委員会は、この間、地域別最低賃金を早期に全国一律1,500円以上にするように求めて運動してきました。また、消費者物価の高騰に際しては、地域別最低賃金の再改定を貴職に求めてきましたが、実現しませんでした。

実質賃金は低下を続けています。賃上げが物価上昇に追いつかない状況は、「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、

労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民生活の健全な発展に寄与すること」とする最低賃金法第1条の目的を実現するものになっていません。その原因は、低賃金労働者の生活実態を反映する審議が行われていないからだと言わざるを得ません。

岸田首相は「賃上げと物価上昇による経済の好循環の実現」を政策の柱としていますが、そのためにも地域別最低賃金の引き上げは、焦眉の課題です。当委員会は、低賃金労働者の意向を反映した最低賃金の大幅引き上げを求めて、以下のとおり要請します。

1 物価上昇を上回る地域別最低賃金の引き上げを行うこと。

- (1) 消費者物価指数の参考基準を低賃金労働者の生活実態に合ったものにする。生計費については、「持家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、「基礎的支出項目」指数を採用すること。また、労働組合が行っている生計費調査を参考にすること。

2023年の中央最低賃金審議会の目安の議論では、消費者物価指数が最低賃金の引き上げ率を上回ったことが大きな問題となり、公益委員見解では「最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要である。」と明確に述べています。目安制度が始まった1978年の目安小委員会の報告にある「引上げ率は、消費者物価上昇率を下回らないようにする必要があると判断。」を再確認するとともに、「消費者物価上昇率を下回らないようにする必要」から「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」と消費者物価との関係をいっそう強調しています。

1978年の目安小委員会の消費者物価指数がどの指数を対象としているのか明確ではありませんが、2023年の公益委員見解にある消費者物価指数は「持家の帰属家賃を除く総合」指数です。しかし、最低賃金近傍の労働者にとって影響が大きいのは、「基礎的支出項目」指数であり、それ以上に「頻繁に購入する品目」指数です。

2021年8月に総務省統計局が発行した『消費者物価指数のしくみと見方 -2020年基準消費者物価指数-』によれば「消費者が購入する商品（財やサービス）には、米や野菜、家賃、電気代などのように必需性の高い品目と、ワインや外国パック旅行費などに代表されるような、どちらかといえば世帯の嗜好などにより選択的に購入されるとみられる品目があり、前者を基礎的支出項目、後者を選択的支出項目と呼んでいます。」また、「消費者が購入する商品（財やサービス）には、パンや牛乳などのように頻繁に買う品目もあれば、かぜ薬やタオルなどのように年に数回しか購入しない品目もあります。」とあり、頻度別購入品目の説明をしています。

最低賃金法第1条は、低賃金労働者の賃金の最低額を保障し、その労働条件の改善を図ることを直接的な目的としています。それゆえ、最低賃金が「消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要」とするのであれば、この消費者物価は「持ち家の帰属家賃を除く総合」指数ではなく、最低賃金近傍の労働者に影響が大きい「基礎的支出項目」であり「頻繁

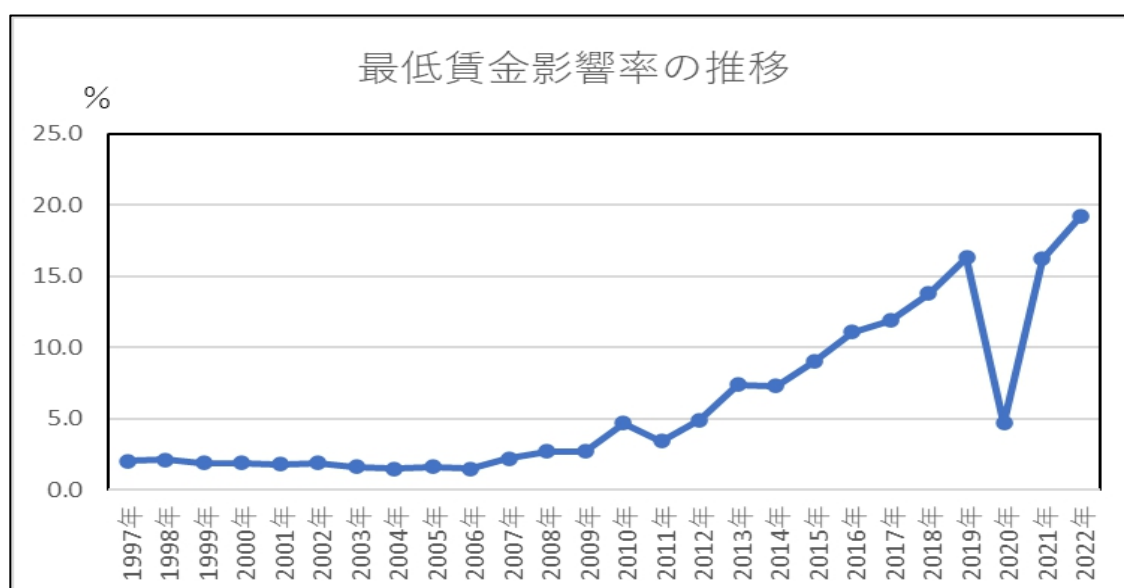
に購入する品目」の物価指数であるべきです。最低賃金の決定に当たって考慮されるべき3要素（労働者の生計費、類似の労働者の賃金、通常の事業の支払い能力）のうち、「生計費」については、消費者物価指数として、少なくとも、最低賃金近傍の労働者の物価指数を反映する「基礎的支出項目」を採用するべきです。また、労働組合が行っている生計費調査を参考にすべきです。

(2) 「類似の労働者の賃金」として、賃金状況調査は、30人未満の中小零細企業を調査対象としていますが、最低賃金の影響率が年々上がる中で、指標として適当なものではなくなっているのではないのでしょうか。最低賃金の影響率が1～2%であった時から、現在では、20%になろうとしており、中小零細企業の労働者の賃金引き上げ率を「類似の労働者の賃金」とみなすには無理が出ています。対象事業所を拡大するか、もしくは、賃金中央値や平均値を指標とすることを検討されたい。

賃金状況調査第4表と他の賃上げ集計との比較 単位は%、2022・23年は第4表③採用

	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
厚生労働省 賃金状況調査 (第4表)	0.8	1.1	0.9	1.1	1.3	1.4	1.3	1.2	0.4	2.1	2.5
連合 (中小企業)	1.53	1.76	1.88	1.81	1.87	1.99	1.94	1.81	1.73	1.96	3.23
経団連 (中小企業)	1.63	1.76	1.87	1.83	1.81	1.89	1.89	1.7	1.68	1.92	3.00
厚生労働省 賃金引き上げ等の実 態に関する調査	1.5	1.8	1.9	1.9	1.8	2.0	2.0	1.7	1.6	1.9	3.2

連合及び経団連の中小企業の賃上げ率はそれぞれの公表数値から作成



(3) 最低賃金の改定を年2回、10月と4月に行うこと。また、賃金状況調査を6月だ

けでなく12月にも行うこと。そのための予算を確保すること。

2023年10月の地域別最低賃金の改正は、全国加重平均で43円（4.47%）引き上げられ、1,004円となりました。単年度では、物価上昇率を上回る改正でしたが、この2年間の物価指数と最低賃金の改正を比較すると以下の通りです。

月 日	「持家の帰属家賃を除く総合」指数	「基礎的支出項目」指数	「頻繁に購入品目」指数	最低賃金 (全国加重平均)
2021年10月	99.9	102	103.1	930
2022年10月	104.3	107.7	107.9	961
2023年10月	108.4	111.6	116.9	1004
上昇率	8.51%	9.41%	13.38%	7.96%

指数は2020年を基準とする物価指数（総務省統計局）

2021年から2023年の2年間の最低賃金の改正率7.96%に対し、「持家の帰属家賃を除く総合」指数は8.51%の上昇となり、最低賃金の改正率を上回っています。さらに、最低賃金近傍の労働者にとって影響の大きい「基礎的支出項目」では9.41%、「頻繁に購入する品目」では13.38%と最低賃金の改正率を大きく上回っています。

物価の高騰が続く中、年1回の改正では、最低賃金に近い水準で働く労働者は大変な苦境に立たされています。2年に及んで物価上昇率が最低賃金の引き上げ率を上回る事態になっていることを重大な問題として認識すべきです。2023年秋以降、物価は沈静化の方向と言われていますが、2024年5月以降「電気・ガス価格激変緩和対策事業」は、激変緩和の幅を縮小するとされており、物価の高止まり状態が続く可能性があります。フランスやカナダでは最低賃金に物価スライド制が採用されていますが、日本でも、こうした物価高騰が続く中では、少なくとも年2回、つまり半年に1回、最低賃金の見直しが行われるべきです。

物価と賃金の好循環を達成するために、政府、経済界、労働団体などが、そろって大幅賃上げの必要性を述べていますが、2月6日に厚生労働省が発表した毎月勤労統計調査によれば、2023年の実質賃金は前年比2.5%減、2年連続のマイナスでした。マイナス幅は1.0%減だった2022年からさらに大きくなっています。実質賃金の改善に大きく影響すると思われる中小企業や非正規雇用などの低賃金労働者の賃上げは、最低賃金の引き上げが頼りにされているのが実態です。

2023年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第1回）参考資料（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）によると、最低賃金近傍の労働者では、過去1年間で賃金が上昇した時期は、10月（29%）が最も多く、4月（20.3%）が次いで多くなっています。また、同じ参考資料の労働政策研究・研修機構の調査では、中小企業における賃金決定の考慮要素として、パートアルバイトでは54.2%の企業が最低賃金と回答しており、正社員でも15.7%が最低賃金を考慮すると回答しています。最低賃金の影響率が年々高くなることにより、労働者全体の賃金引き上げは、最も多い4月に続いて、最低賃金の改正の10月に引き上げられる労働者が増えています。

最低賃金法9条2項では「地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定められなければならない」とあり、この賃金について、毎年6月に賃金改定状況調査が行われています。前項で述べたように賃金状況調査の対象にしている中小零細企業の労働者を「類似の労働者」とみなすには無理が出てきています。10月に最低賃金近傍の労働者、中小企業の労働者の賃金が上がっているのであれば、対象事業所を拡大するなどして、賃金改定状況調査を12月にも行うべきです。

この間の労働局要請の中で、最低賃金の再改定を行なえない理由のひとつとして、再改定を行うべきかどうかを判断する調査を行う予算、年一回以上審議会を開催する予算がないことが挙げられています。適正な最低賃金の改正を行うためにも、当然、こうした予算を確保すべきです。

2 新たな最低賃金引上げ目標を早急に決めること。

岸田首相は、最低賃金について2030年代半ばまでに全国加重平均1,500円に引き上げることを新たな目標にすると表明しています。この目標は、あまりにも遅すぎます。

- (1) 地域間格差をなくすため、直ちに全国一律最低賃金制度に向けた検討を行い、すべての都道府県で1,500円以上の最低賃金を実現すること。数年以内に実現する道筋を明らかにすること。

昨年4月に取りまとめられた「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」では、最低賃金の水準について議論が進まず、『あるべき水準を定めること及び定める場合の水準については、意見の一致に至らなかったが、引き続き労使で議論することが適当であるとの結論に至った。』としています。G7等の中で日本の最低賃金は各国の半分であり、早急に改善する必要があるというのが私たちの認識ですが、前述の目安全員協議会の議論では『あるべき水準の検討に当たり、諸外国における最低賃金の金額及び目標水準やその決め方との比較をすることも考えられるが、その際には、各国と適用労働者の範囲や減額措置の内容が大きく異なることも踏まえることが必要であるという意見があった。』とあります。目安全員協議会では、日本の最低賃金額が世界的にみて大きく落ち込んでいるとの見解について意見の一致をみられなかったように思われますが、世界的にみて、特にG7各国と比較して日本の最低賃金額をどのように評価するのか厚生労働省の見解を示されたい。

昨年の最低賃金改正の最大のトピックは、Cランクの引き上げ額がA・Bランクの引き上げ額を大きく超えたことです。目安全員協議会報告では、これまでの4ランクから3ランクにし、最高額に対する最低額の比率を高めることで格差を縮小するとしました。しかし、地方では、比率ではなく絶対的な金額格差縮小を求める声が強くなりAランクの平均引き上げ額が41.2円に対し、Cランクは平均44.4円と、3円以上高い引き上げ額となりました。

国および地域	最低賃金	円換算	適用
イギリス	11.44ポンド	2,134円	21歳以上適用 他に20-18歳、18歳未満あり 2024年4月(12.3%引上げ)
フランス	11.65ユーロ	1,866円	2024年1月(1.1%引上げ)
ドイツ	12.41ユーロ	1,988円	2024年1月(3.4%引上げ)
アメリカ(連邦)	7.25ドル	1,065円	2009年7月～
ワシントンD.C.	17ドル	2,497円	2024年1月(3.0%引き上げ)
カリフォルニア州	16ドル	2,350円	2024年1月(3.2%引上げ)
ニューヨーク市	16ドル	2,350円	2024年1月(6.7%引上げ)
カナダ(連邦)	16.65カナダドル	1,816円	2024年1月(7.1%引上げ)
オーストラリア	23.23オーストラリアドル	2,255円	2023年7月(8.7%引上げ)
ニュージーランド	23.15ニュージーランドドル	2,049円	2024年4月(2.0%引上げ)
韓国	9,860ウォン	1,089円	2024年1月(2.5%引きげ)
日本	893円～1113円(全国加重平均1004円)		2023年10月(4.5%引上げ)

円換算は2024年1月末現在の為替レートによります。

総務省が1月30日公表した2023年の人口移動報告によると、新型コロナウイルス感染拡大で抑制されてきた都市部への転入は、大幅に増大し、コロナ前の水準に近づいています。地方では、最低賃金の地域格差により労働力人口が都市部へ転出する危機感が近年、特に高まっています。もともと目安制度は、1975年に当時の労働4団体、及び4野党が全国一律最低賃金制度を求めたことに対し、政府が中央最低賃金審議会に全国一律最低賃金制度の問題を含めて「今後の最低賃金制のあり方について」諮問した結果、1978年に始まった制度です。地方からの全国一律最低賃金制度を求める声が高まる中で、全国一律最低賃金制度に向けた検討を行うべきです。能登半島地震により石川県を中心に大変な被害が出ています。最低賃金の地域格差が復興の足かせにはなりません。

(2) 最低賃金の水準は、ILOの基準に基づき、「労働者とその家族の必要」との観点で生活保護との比較を行い、ひとり親世帯の生活保護基準を上回るものとする。

「生活保護との整合性」に対しても問題があります。比較方法についてはいろいろな議論がありましたが、比較対象を若年単身者の生活保護基準としている点は重大な問題です。日本政府も批准しているILO131号条約やILO135号勧告では、最低賃金水準の決定にあたり考慮すべき要素として「労働者及び家族の必要」を挙げています。この条約に基づけば、比較対象とするべきは「ひとり親世帯」の生活保護基準です。2013年、国連・社会権規約委員会は「日本の最低賃金が最低生存水準及び生活保護基準を下回っている」と指摘し、日本政府に対して「労働者及びその家族が人間らしい生活を送ることが可能となることを確保する観点から、最低賃金の水準を決定するに際し考慮する要素を再検討することを要求する」と勧告していました。

最低賃金のあるべき水準に関する議論の対象になるのは、ILO131号条約及びILO135号勧告にある「労働者及びその家族の必要」な生計費であり、「ひとり親世帯」の生活保護基準と最低賃金で得られる収入を比較すべきです。生活保護基準を上回るためには、

少なくとも1,500円以上の最低賃金が必要です。

生活保護基準は全国を1級地の1から3級地の2まで格差を設けていますが、地方の生活に絶対に不可欠である自動車の保有費用を考慮すれば、全国どこでも、目指すべき最低賃金の水準としての1,500円以上の最低賃金は十分根拠のある金額です。

3 最低賃金審議会の審議を低賃金労働者の意向を反映できるものにする。

(1) 低賃金労働者からの意見聴取を行うこと。

(2) 中央最低賃金審議会・地方最低賃金審議会のすべての審議を全面公開すること。答申までの審議会の議事録、もしくは議事要旨を答申日から7日以内に公開すること。また、異議審までの議事録を、地域別最低賃金の発効日からおおむね1か月以内に公開すること。また、公労、公使の協議についても議事録を作成・公開すること。

全国一律最低賃金制度を求める声を封じているのが審議会非公開の実態です。昨年の「目安制度の在り方に関する全員協議会」報告では、議事の公開について、「公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当との結論に至った」としています。地方最低賃金審議会では、この報告に基づき、専門部会についても、公労使三者が集まって審議する場合には公開とされる地方もありましたが、議論は、非公開の公労、公使の協議で行われ、公労使三者が集まる場面においては、議論が行われないう実態でした。密室審議の時代は終焉させなければなりません。最低賃金審議会の議論を全面的に公開すべきです。

異議申し出に対しては、少なくともどのような議論を経て答申が出されたのかが明らかにしなければ、異議申し出制度は機能しません。少なくとも、答申までに行われた審議の議事録、もしくは議事要旨を異議申し出に間に合うよう、答申日から7日以内に公開すべきです。また、異議審までの議事録が、公開までに半年もかかっているところがあります。地域別最低賃金の発効日からおおむね1か月以内に公開すべきです。専門部会の公労、及び公使の協議についても、議事録を作成・公開すべきです。

(3) 低賃金労働者の実態を調査せず、意向も聞こうとしない公益委員を罷免し、交代させること。

低賃金労働者の意見を聞く必要がないと考えたり、単に労使の調整役としか考えていない公益委員が見受けられます。そのような公益委員は交代すべきです。公益委員には、生活困窮者の支援等を行っている団体の出身者、及び社会保障法を専門とする学者からも任命されたい。

4 最低賃金審議会の労働者委員に低賃金労働者の代表を入れること。

最低賃金審議会委員について、労働者委員については、中小零細企業労働者・非正規労働者・外国籍労働者を数多く組織する関係労働組合からも推薦を受け入れるようにすること。

以 上